(別紙4)

公立病院改革プランの概要

	f		日向市							
		プラン の 名 称	日向市立東郷	 病院改革プラン	,					
	ý		平成 21年 3月 19日							
	:	対象期間	平成	21年度	~	平成	23年度			
		病院名	日向市立東郷	病院						
病院		所在地	日向市東郷町	山陰丙1412翟	手 地1					
の現状		病床数	一般30床							
ľ		診療科目	内科・外科・整	形外科・リハビリ	ノテーション科					
	概要)) 田は別紙添付	〇災害時の医	における唯一の 療教護活動を移 して、予防と診療	養極的に担う		次救急医療を扱	· 妖		
えブ	5(繰)	十における経費負担の考 出基準の概要) 田は別紙添付		元利償還金の2 確保に要する網 病院の運営に 護師等の研究研	2/3(14年度以 E費(特別交付租 要する経費(特別 研修に要する経	前分)ないし1/ 悦(21年度以降 交付税措置分 養の1/2相当				
	財務の)	に係る数値目標(主なも	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考		
		経常収支比率	97.6%	94.8%	97,9%	102.7%	110.2%			
		医棠収支比率	84.5%	81.0%	86.7%	92.2%	99.2%			
1		職員給与費比率	78.6%	76.0%	72.7%	69.6%	59.8%			
		病床利用率	78.0%	64.7%	72,0%	90.0%	90.0%			
							+			
経		患者1人1日当たり入院収入	20,690円	21,038円	21,664円	22.922円	22,940円			
経営効		患者1人1日当たり入院収入 患者1人1日当たり外来収入	20,690円	21,038円 3,609円	21,664円 3,757円	22,922円 3,878円	22,940円 4,000円			
経営効率化に係		}	+ +	+						
化に係る計画		患者1人1日当たり外来収入	3,815円 28人	3,609円 28人	3,757円 27人	3,878円 26人	4,000円	そか、規模縮小		

						団体名 (病院名)		向市 (東郷病院)					
		ことしての医療機能に係る 果(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考					
		1日平均入院患者数	23.4人	19.4人	21.6人	22.5人	22.5人						
		1日平均外来患者数	70.0人	70.0人	69.8人	72.3人	74.8人						
		平均在院日數	24.1日	20.7日	20.5日	20.5日	20.5日						
		時間外教急患者取扱人数	714人	730人	733人	745人	747人						
		教急自動車搬送人数	24人	37人	33人	33人	33人						
3		民間的経営手法の導入 (民間委託に関しては、給食や医事業務等について既に実施済であり、他の部門の委託 化については、現在のところ予定なし。)											
	数値目標達成に	事業規模・形態の見直し		病床を30床から25床へ減床。 今後、適正な事業規模の検証と併せ、施設改築の検討を進める。									
経営効	向けての具体的な	経費削減・抑制対策	○施設·設備の (消耗品費、光報 ○事業規模見 減) ○医療専門職()医薬品及び診療材料費の在庫管理をさらに徹底し、経費抑制を図る。)施設・設備の老朽化に伴い非効率となっているものを改善し、適切な維持管理を行う。 消耗品費、光熱水費、印刷製本費、賃借料、委託料を合わせ年間48万円の削減))事業規模見直しにより、臨時職員に係る経費1名分を削減。(22年度:年間200万円の削 或))医療専門職の行政への配置転換と臨時職員の雇用により人件費の抑制を実施。(23年 E:人件費と臨時職員経費を合わせ年間1,800万円の削減)									
率化に係る計画	取組及び実施時期	収入増加:確保対策	加について派送 〇交通手段のを 者数増)	記元大学へ要認 ない患者等に対 10月から看護さ 円程度の増収 の電話・文書に	fを行っていく。 対して、予約制・ &準を13対1かり よる督促の強 よる督促の強	(外来患者数増 デマンドバスを 610対1へ引上 比。(未収金額3	f) 活用できるよう げ、今後も維持 見状200万円→	F。(13対1と比較 目標100万円)					
		その他	○職員の必要な ○病院だよりを 知していく。					等を積極的に周					
	各年	 度の収支計画	別紙のとおり		•								
	そ	病床利用率の状況	17年度	80.4%	18年度	71.0%	19年度	78.0%					
	特	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築計画の状況等		の実施の検証	を含めて、施設	の老朽化によ	る改築計画の	食討を進めてい					

団体名 (病院名) 日向市 (日向市立東郷病院)

_			(MINUTA)							
*	二次医療圏内の公立病院等 配置の現況									
再編・ネットワ		みであること、中山間地域に 地域医療の確保の面から十 拠点病院である美郷町国民・ いるとされており、当面は、名	下の小規模な病院であり、最小限の医療機能を有しているの 位置すること等を考慮すると、医療機能を集約化することは、 分な検討が必要であるとしている。また、現在は、地域医療 健康保険西郷病院を中心に、一定の機能分担等が図られて 特病院において最大限の経営の効率化を図ったうえで、医療 間の連携をさらに深めていくことが必要であるとされている。							
一ク化に	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時 期> 23年度末まで	〈内容〉 協議体制を整備のうえ、調査・検討を行い結論を得る。							
係る計画	(注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議の方向性、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。									
	経営形態の現況	反 公営企業法財務適用	「公當企業法全部適用 「地方独立行政法人							
	(該当箇所に 🗗 を記入)	厂 指定管理者制度	厂 一部事務組合·広域連合							
経	経営形態の見直し(検討)の方向 性	乊 公営企業法全部適用	厂 地方独立行政法人							
営形	(該当箇所に ▽ を記入、検	厂 民間譲渡								
態見	討中の場合は複数可)	☑ 診療所化	厂 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行							
直しに係る計画	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 23年度末まで	<内 容> 協議体制を整備のうえ、調査・検討を行い、再編のあり方と あわせて結論を得る。							
点検・評価・公	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合そ の概要)	○関係部署で構成する「市立 検評価を行う。(所管部長、福 長、病院事務局長) ○外部有識者等で構成する「 評価を行う。(学識経験者(公	いては、職員全てにおいて行う。 東郷病院改革プランに関する庁内検討会議」において、点 「社・高齢者・健康づくり・財政所管課長、東郷町地域振興課 「日向市立東郷病院改革プラン検討委員会」において、点検 認会計士等)、公共的団体の推薦者(区公連会長等)、東郷町 「の委員等)、行政職員(所管部長等))							
表等	点検・評価の時期(毎年〇月頃 等)	〇病院内部:毎月1回 〇庁内·外部:年1回(8月頃)								
	その他特記事項	〇改革プランの策定に関して 議」及び「日向市立東郷病院	は、当初、「市立東郷病院改革プランに関する庁内検討会 改革プラン検討委員会」において協議していくこととしていたの「日向市行政改革推進本部」及び「東郷町地域協議会」で いた。							

団体名 (病院名) 日向市 (日向市立東郷病院)

_				(34419043)	(日间印立未颁析院)			
	二次医療圏内の公立病院等 配置の現況	当病院が所在する日向入郷圏域には、公立病院が4病院所在。 美郷町国民健康保険西郷病院(29床)、諸塚村国民健康保険病院(28床)、椎葉村国民健 康保険病院(30床)						
再編・ネットワ	都道府県医療計画等における 今後の方向性	みであること、中山間地域に 地域医療の確保の面から十 拠点病院である美郷町国民 いるとされており、当面は、名	位置すること等 分な検討が必要 健康保険西郷紀 病院において	を考慮すると、 そであるとしてし 病院を中心に、 最大限の経営	小限の医療機能を有しているの 医療機能を集約化することは、 いる。また、現在は、地域医療 一定の機能分担等が図られて の効率化を図ったうえで、医療 とが必要であるとされている。			
一ク化に	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時 期> 23年度末まで	<内容>		・検討を行い結論を得る。			
係る計画	(注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。							
	経営形態の現況	☑ 公営企業法財務適用	「 公営企業法	去全部適用	厂 地方独立行政法人			
	(該当箇所に 🗗 を記入)	厂 指定管理者制度	厂 一部事務	祖合・広域連合				
経	経営形態の見直し(検討)の方向 性	☑ 公営企業法全部適用	厂 地方独立	 行政法人	☑ 指定管理者制度			
営形	(該当箇所に ▽ を記入、検	厂 民間譲渡						
態見	討中の場合は複数可)	▽ 診療所化	厂 老健施設	など、医療機関	具以外の事業形態への移行			
直し	経営形態見直し計画の概要	<時期>	<内 容>		-			
に係る計画	(注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	23年度末まで	協議体制を整備 あわせて結論を		・検討を行い、再編のあり方と			
	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合そ の概要)	検評価を行う。(所管部長、福 長、病院事務局長) 〇外部有識者等で構成する「	東郷病院改革 祉·高齢者·健 日向市立東郷 認会計士等)、2	プランに関する 康づくり・財政庁 病院改革プラン よ共的団体の推	か 庁内検討会議」において、点 所管課長、東郷町地域振興課 ノ検討委員会」において、点検 生薦者(区公連会長等)、東郷町			
表	点検・評価の時期(毎年〇月頃 等)	〇病院内部:毎月1回 〇庁内·外部:年1回(8月頃)						
	その他特記事項		改革プラン検討 の「日向市行政	委員会」におし	革プランに関する庁内検討会 いて協議していくこととしていた り」及び「東郷町地域協議会」で			

団体名 日向市 (病院名) (日向市立東郷病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

						年月	ŧ	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区	分		.864										
		医	業		収	<u></u>		270	288	255	291	314	321
収	(1)	料	金		収	<u>入</u>		238	256	223	248	271	278
	(2)	そ_	- 41	の		他		32	32	32	43	43	43
	_	<u>う</u>	<u>ち他</u>		計	負担			21	21	32	31	31
	2.	医	業	<u>外</u>	収			49	49	48	43	41	41
	(1)		計負			前助金		47	47	46	40	39	39
١, ١	(2)	<u> </u>	(県		補	助金		0	0	0	0	0	0
시	(3)	そ	316.	の		他		2	2	2	3	2	2
Щ	経		常	4		<u></u>		319	337	303	334	355	362
	1.	医	業	4.4	費	用.		335	340	315	336	341	323
支	(1)	職	員	給	与			225	226	194	212	219	192
	(2)	材		料		費		27	33	27	32	34	34
	(3)	経				費		73	74	87	85	81	90
	(4)		価	<u>僕</u>	却			9	6	6	6	6	6
	(5)	そ	ABE	の	-4-	他		1	1		1	1	1
	2.	医	業	外	費			5	5	5	5	5	5
ایرا	(1)	<u>支</u>	払		利	息		1	1	1	1	1	1
出	(2)	そ	110	の		他		4	4		4	4	4
\vdash	経		常	麦		用		340	345	320	341	346	328
経	常	損		<u>() – (B</u>			(C)	▲ 21	8	▲ 17	▲ 7	9	34
特別	1.	特	別		<u>利</u>		(D)	0	0	1	0	0	0
損	2.	特	別		損	失	(E)	6	1	0	0	0	1
	特力	別損		D)—(E			(F)	▲ 6	▲ 1	1	0	0	<u> </u>
純			過		益		+(F)		▲ 9	▲ 16	▲ 7	9	33
累		積	<u>欠</u>		損	<u> </u>		20	11	▲ 5	▲ 12	▲ 3	30
4.	流		動			産		145	142	128	121	133	168
	流		動	f		<u>(j)</u>		13	13		13	13	12
良		う	5			借入			0	0	0	0	0
_	翌	<u>年</u>		巣 良		財源	(ウ)	0	0	0	0	. 0	0
	当 ^年 又		未発	行		額	(I)	0	0	0	0	0	0
務	差引	 	良)-(I)]-((;		務 〔ウ 》	(1)	▲ 132	▲ 129	▲ 116	▲ 108	▲ 120	▲ 156
単	年	度	資	金 -	不	足額	(※)	19	3	13	8	▲ 12	▲ 36
経	常	収	支	比	率一	(A) (B)	× 100	93.8	97.7	94.7	97.9	102.6	110.4
不	良	債	務	比	率—	<u>(才)</u> a	× 100	▲ 48.9	▲ 44.8	▲ 45.5	▲ 37.1	▲ 38.2	▲ 48.6
医	業	収	支	比	率一	b :	× 100	80.6	84.7	81.0	86.6	92.1	99.4
職	員給	与費求	医業儿	Q益比	率—	(c) (a)	× 100	83.3	78.5	76.1	72.9	69.7	59.8
			行令第 金の不		第13	項によ	(H)	0	0	0	0	0	0
地 <i>。</i> 割	方財道 合	改法上	の資金	不足	-	а	× 100		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地	方公式		の財政 足比率		全化	に関す	る法	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
病		床		利		用	34	71.0	78.0	64.7	72.0	90.0	90.0

^(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

^{○「}N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

⁻不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出する例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名	日向市
(病院名)	(日向市立東郷病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円)

						年度	E	18年度(実施)	19年度(実績)	20年度 _(奧込)	21年度	22年度	23年度
区	分												
	1.	企			k		債	0	0	0	0	0	0
	2.	他	会	計	出		金	2	2	3	7	5	5
収	3.	他	会	計	負	担	金	0	0	0	0	0	0
^	4.	他	会	計	借	入	金	0	0	0	0	0	0
	5.	他	会	計	補	助	金	0	13	0	0	0	0
	6.	国	(!	県)	補	助	金	0	0	0	0	0	0
	7.	そ		0	<u>ר</u>		他	0	0	0	0	0	0
				<u>入</u>	計		(a)	2	15	3	7	5	5
入	うち 支	翌出	年度へ の 財		越さ	れる á額	(b)	0	0	0	0	0	0
	前年	丰度	许可债	で当年	度借	入分	(c)	0	0	0	0	0	0
		純	計(a)—	{(b)+(c)]		(A)	2	15	3	7	5	5
	1.	建	設	5	女	良	費	1	14	3	11	6	6
支	2.	企	業	債	僕	還	金	2	2	2	2	3	3
	3.	他	会計!	長期作	十八	金返	量 金	0	0	0	0	0	0
出	4.	そ		0)		他	0	0	0	0	0	0
			<u>支</u>	出	計		(B)	3	16	5	13	9	9
差	引	不	足額	(B)-	(A)		(C)	1	1	2	6	4	4
補	1.	損	益甚	定	留	保資	金	1.	1	2	6	4	4
7	2.	利	益乗	余	金	処 分	額	0	0	0	0	0	0
ん	3.	繰	越	I	事	資	金	0	0	0	0	0	0
財	4.	そ		0	י		他	0	0	0	0	0	0
源				計			(D)	1	1	2	6	4	4
補	てん	財源	不足額	(C)-	(D)		(E)	0	0	0	0	0	0
当又	年 . に		未 発	行	* 未りの	昔入 額	(F)	0	0	0	0	0	0
実	質	財	源不	足	額	(E)-	−(F)	0	0	0	0	0	0

- 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。 2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

					18年度(実権)	19年度(実績)	20年度(県৯)	21年度	22年度	23年度
収	益	的	収	支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
~	-ш-	ну	12		68,325	67,798	66,792	71,692	70,000	69,945
資	本	的	収	支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
異	~~	μŋ	42		1,675	2,202	3,208	7,010	4,622	4,677
合 計			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
					70,000	70,000	70,000	78,702	74,622	74,622

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から 公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

2. 病院が果たすべき役割

当病院は、旧東郷町の地方自治体立医療施設*3として、また、国民健康保険直営診療施設 (国保直診)*4として、地域の医療の中心的役割を担いつつ、保健及び福祉との連携により 地域住民の健康維持や健康増進の役割を担ってきました。

今後も、十分な医療提供体制の確保や予防と診療の一体的提供を図り、地域において必要とされる下記の役割を果たしていきます。

■入院施設としての役割

東郷町地域における唯一の病院として、入院医療を提供していきます。

■救急告示病院としての役割

24時間365日体制の一次救急医療の受け入れ態勢を引き続き維持していきます。 なお、医師の負担軽減対策として、常勤医師(2名)に加え民間医療機関医師(1名) による平日の宿直体制を今後も継続していきます。

■医療救護施設としての役割

当病院は、台風豪雨による河川の氾濫により甚大な被害を受けた地域に立地しています。 このことからも、災害時における現場への医師の出動体制や傷病者の搬送体制の確保や 準備は不可欠であり、また、「日向市地域防災計画」に基づく医療救護活動への迅速な対応 ができるよう体制を整備していきます。

■国保直診としての役割

隣接する国民健康保険保健福祉総合施設と一体的にあるいは連携を強化しながら、健康 づくりや疾病予防等の事業を展開し、地域住民の健康と安心を守っていきます。

○医療水準の向上、救急医療及び民間医療機関の進出が期待できない地域での医療を確保するために、地方公 共団体の責務として設置されるもの

※4国民健康保険直営診療施設(国保直診)

○医療サービスの提供に加えて、地域包括医療(ケア)の実践という付加価値をつけ、地域住民に保健・医療・福祉(介護)サービスを一体的に提供するために、国民健康保険の診療施設として国民健康保険の保険者が設置するもの

^{※3} 地方自治体立医療施設

3. 一般会計負担の考え方

(1) 一般会計における経費負担の基本的な考え方

地方公営企業法に基づき地方公共団体が経営する病院事業は、本来、独立採算制が原則ですが、地域住民の医療を確保するため、立地条件など採算性をとることが困難である場合でも医療を行わなければならないという公立病院の役割を考慮して、一般会計との間の経費負担区分の原則が定められています。

なお、地方公営企業法では、「性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、「性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等において負担するものとされています。

このことをふまえ、平成21年度以降の病院事業に対する一般会計からの経費負担の基準は、総務省自治財政局長通知に基づく繰出基準や、地方交付税措置額*5を基本にすることとします。

(2)繰出基準

平成20年6月6日付け 総務省自治財政局長通知 「平成20年度の地方公営企業繰出金について」(抜粋)

①病院の建設改良に要する経費

病院の建設改良費(建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く) 及び企業債元利償還金の2分の1に相当する額(ただし、平成14年度以前までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあっては3分の2とする。)

②救急医療の確保に要する経費

救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機 及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額

③不採算地区病院の運営に要する経費

不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

④医師及び看護師等の研究研修に要する経費 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1に相当する額

⑤病院事業の経営研修に要する経費 病院事業の経営研修に要する経費の2分の1に相当する額

⑥自治体病院の再編等に要する経費

- 改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費
- 改革プランに基づく公立病院の再編等の実施に伴い必要となる施設の除却等に要する 経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当す る額
- 改革プランに基づき経営主体の異なる公立病院間において一部事務組合又は広域連合の設立に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費
- 改革プランに基づき公立病院等の再編等を行うことに伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費
- 公立病院特例債に係る利子支払額

※5地方交付税措置額

○病院事業に対し一般会計が繰り出すべき金額については、毎年度所要額が地方財政計画に計上され、それに対して地方交付税によって財源措置が講じられている

地方交付税措置額の推移と見込

項目	19 年度 (実績)	20 年度(実績)	21 年度以降(見込)
普通地方交付税			
(1)病床分	1 床当たり 495 千円	1 床当たり 482 千円	1 床当たり 723 千円
(2)病院事業債元利償還分	元利償還金×0.4	元利償還金×0.4	元利償還金×0.4
(3)救急病院分	(特別交付税で算定)	(特別交付税で算定)	1 施設当たり 31,350 千円
特別地方交付税			
(4)不採算地区病院分	1 床当たり680 千円	1 床当たり 680 千円	1 床当たり816 千円
(5)救急病院分	1 施設当たり 20,900 千円	1 施設当たり 20,900 千円	(普通交付税で算定)

<u>5. 再編・ネットワーク化</u>

病院の再編成については、周辺医療機関との検討や意見調整に相当な時間を要するものと 考えます。

他の医療機関等とのネットワークについては、同じ東郷町域の診療所からの医師派遣(宿 直)を引き続き実施し、外来や入院治療の連携を図っていきます。また、市内の二次救急病 院や、二次・三次救急医療を担う県立延岡病院と連携し、救急患者の受け入れ要請や病状好 転後の患者の受け入れ等を含め、県の医療計画と整合性のあるネットワークを構築していき たいと考えます。

今後の方向性としては、医師の充足状況、経営効率化の状況、近隣病院の動向等、病院を とりまく医療環境について、調査、検討を行い、平成23年度末までに病院としての一定の方 向性を出したいと考えています。

6. 経営形態の見直し

現在、当病院は、地方公営企業法の一部適用により運営しています。

「公立病院改革ガイドライン」では、「民間的経営手法の導入を図る観点から、例えば地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより、経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業の在り方を抜本的に見直すことが求められる」と記載されているほか、「地方公営企業法の全部適用については、現在財務規定等のみを適用している団体にとって比較的取り組み易い側面がある反面、逆に経営形態の見直しを契機とした民間的経営手法の導入が不徹底に終わりがちであるとの指摘がある点について、特に留意すべきである」と述べられており、今後、十分な検討が必要だと考えます。

また、現在、施設の老朽化による改築については、早急な対応が求められていますが、今後、経営形態に併せた改築もあり得るという観点から、経営形態の見直しと病院の改築計画は一体的に進められるべきものと考えます。

今後の方向性としては、現在の経営形態を継続しながら、経営効率化の状況等をふまえ、 各々の経営形態の特性及びメリット・デメリット (別表) を比較考量しながら、平成23年度 末までに病院としての一定の方向性を出したいと考えています。

(別表)経営形態の比較

	地方公	営企業法	地方独立	行政法人	公設民営
	一部適用	全部適用	公務員型	非公務員型	(指定管理者)
根拠法令	地方公営企業法 (財務のみ)	地方公営企業法	地方独立行政法人法	地方独立行政法人法	地方自治法
開設者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体が法人、 その他の団体を指定
経営責任者	設置者	病院の事業管理者	理事長	理事長	指定管理者
職員の身分	公務員	公務員	公務員(法人職員)	非公務員	非公務員
組織定数	条例による定数管理	条例による定数管理	 中期計画の人件費の 範囲内で法人が決定	独自に決定	独自に決定
職員給与	当該自治体の条例に基づく	種類と基準のみを条例 に規定、給与の額等の 細目は労働協約、企業 管理規定等による	員並びに民間事業の	当該法人の業務実績 や社会情勢に適合した 独自の制度構築が可能	就業規則等に基づい
資産管理の 責任	地方公共団体	地方公共団体	地方独立行政法人	地方独立行政法人	民間事業者 (指定管理者)
施設更新・ 整備の資任	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
資金調達	起債・設置者からの長 期借入金が可能	起債・設置者からの長 期借入金が可能	可(ただし、設立団体か	起債・長期借入金は不可(ただし、設立団体からの長期借入金は可能)	
地方自治法の 財務規定適用	あり(予算単年度主義)	あり(予算単年度主義)	なし(契約や財務運営	なし(契約や財務運営 面で弾力的な経営が 可能)	
中期目標等	制度なし	制度なし	長が中期目標を設定	長が中期目標を設定	なし
評価制度	なし	なし	独法評価委員会(執行 機関の付属機関)	独法評価委員会(執行 機関の付属機関)	なし
メリット	が大きく、不採算部門 の運営が行いやすい ・住民福祉や施設改修 に係る費用について は、一般会計の負担も 可能である	・住民福祉や施設改修 に係る費用について は、一般会計の負担も 可能である	地方公営企業以上の 権限が理事長に与えられ、法人として独立するため責任範囲が明確 になる ・別法人であるため、財 務の透明性が高い	地方公営企業以上の 権限が理事長に与えられ、法人として独立明確 になるため資 ・非公務員であるため、 職能に応じ等が可能 ・別法人であるため、財 務の透明性が高い	人が業務を担い、契約 を締結するため、責任 の範囲や所在が明確 になる ・別法人であるため、地 方公共団体は指定管 理者の財務に関与する 必要がなくなる
デメリット	組織であり、経営責任 の範囲が不明確になる 恐れがある ・経費の節減は委託費 用が主であり、人事給	・地方公共団体の内部 組織であり、経営責任 の範囲が不明確になる 恐れがある ・給与が変更とならない 場合、経費の節減は委 託費用が主となり、一 部適用と同じこととなる:	会計の負担となる ・効率的な経営を追求 するため、医療福祉の 不採算部門を法人の 責任で行わせることが	会計の負担となる ・効率的な経営を追求 するため、医療福祉の 不採算部門を法人の	ついて、指定管理者と 地方公共団体の間で 解釈の相違が生じる ケースがある